

鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市就農条件整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、将来、本市の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）であつて、鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付け第200800022636号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第5の要件を満たすものとする。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が行う実施要領第4の2に掲げる就農に必要な機械、施設及び家畜（以下「機械・施設等」という。）を整備する事業のうち、実施要領第6に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けたものとする。

2 当該事業の実施に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満の場合又は当該年度の事業の実施に要した経費の合計額が30万円未満の場合は、補助対象としない。ただし、本事業及び鳥取県が実施する本事業以外の事業を活用して機械・施設等の整備に要した経費との合算が単年度でみて30万円を上回る場合には、補助対象事業とする。

3 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業を行うために必要な施設を有し、当該施設で事業を行う者をいう。以下同じ。）へ発注するよう努めなければならない。

4 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要した経費とする。ただし、工事請負費及び委託費に該当するもの（同等と認められるものを含む。）については、県内事業者へ発注したもの（あらかじめ、やむを得ない理由により県内事業者への発注が困難であると市が認めたものを含む。）に限る。

(補助金の額の算定及び交付)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要した経費の額（仕入控除税額（間接補助事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）

に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「事業費」という。）に2分の1を乗じて得た額（小数点以下切り上げ。）以内に算定し、予算の範囲内で交付する。

2 事業費の上限額は、次のとおりとする。

（1）次のア、イの要件を全て満たす場合は認定新規就農者1経営体当たり1,600万円

ア 令和4年度以降に本補助金を新規で活用する認定新規就農者

イ 令和3年度までに農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1農業次世代人材投資事業の第2の2経営開始型又は鳥取県就農応援交付金のいずれかの採択を受けていない認定新規就農者

（2）前号の要件を欠く場合、認定新規就農者1経営体当たり1,200万円

（3）家畜の導入に限り、（1）又は（2）に加えて1,200万円

（4）新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1経営発展支援事業又は同種の国事業（以下「経営発展支援事業等」という。）の交付を受けた場合は、前3号の金額から経営発展支援事業等の事業費を除いた額

（5）認定新規就農者が就農後、法人化により新たに認定新規就農者となった場合には、前4号の金額から法人化前に既に活用した本補助金の事業費及び経営発展支援事業等の事業費の合計を除いた額

3 本補助金の交付は、第3条に掲げる者が営農を開始してから最大5年間に限り行うものとする。ただし、認定新規就農者が就農後に法人化して認定新規就農者となった場合には、法人化する前の営農期間も含め、就農から5年以内とする。

4 機械・施設等を事前に整備する必要がある場合には、営農開始日より前に事業を実施することができる。

5 ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とするものに限る。）に加入しなければならない。

（交付申請）

第6条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取市就農条件整備事業計画（報告）書（様式第1号）及び収支予算（決算）書（様式第2号）によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む事業費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる。

3 規則第4条の規定による交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕

入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）機械又は施設等の区分、構造、能力等の変更

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取市就農条件整備事業計画（報告）書（様式第1号）及び収支予算（決算）書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第12条の規定による実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了、中止若しくは廃止の日から10日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、事業費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、その超える額に対応する額を返還しなければならない。

（補助事業者の離農等による交付決定の取消し等）

第11条 補助事業者が本補助金を活用して整備した機械若しくは施設等の耐用年数期間内又は成熟年齢に達していない育成牛の購入から4年以内において、当該青年等就農計画の実施に係る適切な農業経営が困難となった（青年等就農計画の認定要件を満たさなくなったとき又は離農するときを含む。）ため営農の中止（青年等就農計画の認定の取消しを含む。）をした場合及び実施要領第9の2又は3に基づく営農状況報告を提出しなかった場合は、規則第13条第1項の規定により本補助金の交付の決定を取り消し、本補助金（当該補助事業者に係る額に限る。）の返還を命ずるものとする。なお、営農の中止の手続きは、実施要領第11に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業者が死亡した場合又は当該補助事業者が不慮の事故

等により身体に障害を受けたことにより営農の継続が不可能となった場合は、本補助金の返還を命じないことができる。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。ただし、補助事業者が第11条第1項の規定により本補助金の返還を命じられ財産を処分する場合にあっては、この限りでない。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(営農状況報告等)

第14条 補助事業者は、農業改良普及所の経営指導を受けるものとし、農業改良普及所は補助事業者に対し経営指導に必要な書類の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、就農後5年間、毎年3月末日までに、営農状況報告（実施要領様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 青年等就農計画の達成状況等に係る報告（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）（以下「基盤強化促進法の基本要綱」という。）の第5の2の5に規定される参考様式19-1をいう。なお、国の経営発展支援事業、経営開始資金及び農業次世代人材投資事業（経営開始型）における就農状況報告を提出している場合は、その写しでも可とする。）等の経営管理の状況が分かる資料

(2) 青色申告決算書（青色申告を実施していない者は収支内訳書）の写し

(3) 出荷成績（出荷・販売数量、品質等）が分かる資料

3 市長は、経営目標に対して実績が著しく劣る等、経営改善が必要と判断した補助事業者に対して、就農後6年目から本事業により整備した機械・施設等の耐用年数が経過するまでの間、前項の規定に準じた資料の提出を求めることができるものとし、関係機関とともに経営改善に向けた指導・助言を行うこととする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 10 日から施行し、平成 20 年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に本事業及び経営体育成交付金（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 経営第 6890 号農林水産事務次官依命通知）の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。ただし、この要綱による改正後の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項後段の規定は、平成 25 年 3 月 31 日以前に実施した事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定（当該年度の事業の実施に要した経費の合計額が 30 万円未満の場合）については、平成 24 年 3 月 31 日までに実施要領第 7 により認定を受けた営農計画又は、第 8 により認定を受けた営農計画の変更による事業計画に基づき整備する機械・施設については、適用しない。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に本補助金若しくは経営体育成交付金又は経営体育成支援事業（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業」という。）の交付決定を受けた者に対する補助対象経費の上限については、この要綱による改正前の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項に規定するところによるものとする。ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに実施要領第 7 又は第 8 に規定する営農計画の認定を受け、同日までに国事業の交付決定を受けていない者にあつては、当該営農計画で認められた補助対象経費及び国事業に係る間接補助対象経費の合計額を、補助対象経費の上限とすることができるものとする。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年度事業から適用する。